

平成23年6月定例県議会付議案

議案第 1号	平成23年度鳥取県一般会計補正予算
議案第 2号	同 鳥取県公債管理特別会計補正予算
議案第 3号	同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算
議案第 4号	同 鳥取県営埋立事業会計補正予算
議案第 5号	同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 6号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課）

鳥取県森林整備地域活動支援基金及び鳥取県授業料減免・奨学金基金について、処分事由及び設置目的を改める等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①国から交付された森林整備地域活動支援交付金を原資として造成した鳥取県森林整備地域活動支援基金について、当該交付金事業の終了に伴い生じた当該基金の残額を国に返還するにあたり、当該基金の処分事由に、国に森林整備地域活動支援交付金を返還するために必要な経費の財源に充てる場合を加える。
- ②東日本大震災等により被災した幼児、児童又は生徒の保護者等に対する就学等に関する援助を実施するために必要な資金を積み立てるため、鳥取県授業料減免・奨学金基金の名称を鳥取県授業料減免・奨学金等基金に改めるとともに、設置目的にこれらの幼児、児童又は生徒の授業料等の減免その他の就学等に関する援助を実施することにより保護者等の経済的負担の軽減を図ることを加える。

[公布施行]

議案第 7号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について（人事企画課）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員のうち、企業職員である派遣職員及び単純労務職員である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）に支給される給与について、当該職員が外務職員であるとした場合に支給されることとなる給与（以下「外務職員給与年額」という。）の水準を超えた支給を可能とする現行条例の規定を改め、当該水準を超えない範囲内での支給とするよう所要の改正を行うものである。

（概要）

一般の派遣職員には、その派遣先の勤務に対し報酬が支給されないとき又は報酬の額が低いときに限り、その派遣の期間中、外務職員給与年額を超えない範囲内で給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ全部又は一部（現行 100分の70。報酬の額が低いとき 100分の70を超え100分の100以内）を支給することとする。

[平成23年7月1日施行]

議案第 8号 鳥取県行政組織条例の一部改正について（業務効率推進課）

未来づくりの推進とそのため核であるパートナー県政に関する業務を統轄する組織として、統轄監を未来づくり推進局に再編するとともに、津波対策、原子力防災対策及び豪雪対策の強化並びに災害危機情報の一元化を図るための組織を再構築するため、防災局を危機管理局に再編する等、所要の見直しを行うものである。

- ①統轄監を未来づくり推進局に再編し、所掌事務を次のとおりとする。
 - ア 県政推進上の重要政策の統轄及び総合調整に関する事項
 - イ 広報及び広聴に関する事項
 - ウ 県民の社会参加活動の推進及び県政運営における県民との協働に関する事項
- ②防災局を危機管理局に再編し、所掌事務を次のとおりとする。
 - ア 防災及び危機管理に関する事項
 - イ 原子力防災対策に関する事項
 - ウ 災害危機情報に関する事項
 - エ 地域の危機対応力の向上に関する事項
 - オ 消防に関する事項
- ③知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、未来づくり推進局長を指揮監督し、必要に応じて部局等の総合調整を行う統轄監を置く。

[平成 23 年 7 月 1 日施行]

議案第 9号 鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について（住宅政策課）

古くから狭い街路に面して建物が建ち並ぶ地域においては、旅館など不特定かつ多数の者が利用する建築物の増築や建替えに係る規制により、地域の歴史文化を継承する街並みの保全、再生及びまちづくりが困難となっていることから、一定の要件を満たす区域において、これらの規制を緩和することができるよう新たな制度を設けるとともに、社会環境の変化に伴い、一戸建ての住宅の敷地と道路との関係に係る規制を緩和する等、所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ①建築物又はその敷地と道路との関係に関する規制の緩和
 - ・次に掲げる区域について、建築物又はその敷地と道路との関係に関する制限の規定の全部若しくは一部を適用せず、又は緩和することを承認することができる制度を設け、4 m未満（現行 4 m以上）の道路に接する旅館、ホテル等の建築を可能にする。

区 分	説 明
景観形成重点区域	景観法の規定により市町村が定めた景観計画において重点的に景観形成を推進することとされた区域
地区計画区域	都市計画法の地区計画が定められた区域
景観地区	景観法の規定により定められた景観地区
建築協定区域	建築基準法の規定により認可された建築協定の目的となる土地の区域
景観協定区域	景観法の規定により認可された景観協定の目的となる土地の区域
その他知事が別に定める区域	上記に準ずるものとして知事が別に定める区域

- ②一戸建ての住宅に係る規制の緩和
 - ・幅員 4 m以上の道路に敷地が 3 m以上接することを要する規制が適用される 3 階建て以上の建築物から、一戸建ての住宅（兼用部分の面積の合計が 1 / 2 未満かつ 50 m²以下の兼用住宅を含む）を除く。
 - ・一戸建ての住宅に附属する自動車車庫で床面積の合計が 100 m²以下のものにあつては、出入口を接して設けてはならない道路の幅員を 4 m未満（現行 6 m未満）とする。

[平成 23 年 7 月 1 日施行]

議案第10号 鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正について（住宅政策課）

オストメイト（人工肛門・人工膀胱^{ぼうこう}保有者）の方々に安心して利用できるような施設のバリアフリー化を進めるため、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房（以下「オストメイト用便房」という。）の設置を義務付ける特別特定建築物の建築の規模を引き下げる等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①建築物の新築、増築等を行う場合にオストメイト用便房の設置を義務付ける特別特定建築物の床面積について、建築物の用途に応じて、100㎡・200㎡・500㎡・1,000㎡以上に引き下げる。
（現行 一律2,000㎡以上）

特別特定建築物（主な用途）	基準面積
特別支援学校以外の学校 （幼稚園、小・中学校、高校、大学、各種学校、専修学校等）	2,000㎡
劇場、映画館、展示場、ホテル又は旅館、共同住宅、体育館等、遊技場、一般公共の用に供する自動車の停留又は駐車施設	1,000㎡
集会場又は公会堂、クリーニング取次店・質屋・貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、自動車教習所、職業訓練校	500㎡
飲食店、理美容院	200㎡
特別支援学校、病院又は診療所、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、官公署、老人ホーム等、郵便局、銀行	100㎡

- ②オストメイト用便房を設置した場合は、建築物の主たる出入口の付近に当該便房が設置されていることを示す標識の設置を義務付ける。

[平成24年1月1日施行]

議案第11号 鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（西部総合事務所）

大山自然歴史館の管理について、平成24年4月1日から指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・指定管理者の管理の期間 5年間
- ・指定管理者の選定方法 公募により候補者を選定する

[平成24年4月1日施行 ほか]

議案第12号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について（産業振興総室）

東日本大震災により被災し事業の実施が困難になっている者及び今後の大規模な災害に備え事業活動の継続性を高めようとする者の本県における工場等の新增設が円滑に行えるようにするため、企業立地事業に対する助成を拡充しようとするものである。

（概要）

- ①企業立地等事業に係る知事の認定の特例の対象にソフトウェア業等を加える。
②企業立地事業補助金を加算する事業に新たに次の表の左欄に掲げるものを加え、加算額をそれぞれ同表の右欄に定める額（上限10億円）とする。

ア 大規模な災害によって現に有する工場等の操業が困難になっている者が行う新增設事業で知事が要綱で定めるもの	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額の合計額
イ 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者（アに該当する者を除く。）が行う新增設事業で知事が要綱で定めるもの	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料の額に100分の25を乗じて得た額の合計額

- ③企業立地事業補助金において2以上の加算がなされる場合の加算額の上限は、それぞれの加算額の上限の合計額又は20億円のいずれか低い額とする。

[平成23年7月1日施行]

議案第13号 鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（水産課）

とっとり賀露かっこ館の管理について、平成24年4月1日から指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・指定管理者の管理の期間 5年間
- ・指定管理者の選定方法 公募により候補者を選定する

[平成24年4月1日施行 ほか]

議案第14号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について（病院局総務課）

受益と負担の公平を図るため、県立病院で徴収する分べん料の額を引き上げるものである。

（概要）

区 分		金 額	
		現 行	改正後
単胎の場合	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	104,900円	132,500円
	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	120,800円	155,400円
	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	136,700円	178,300円

[平成23年10月1日施行]

議案第15号 財産を無償で貸し付けること（鳥取県教育センター進入路）について（教育センター）

相手方：鳥取市

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市湖山町北五丁目203番地 ほか4筆	土地	1,602.79 m ²

貸付期間：平成23年9月29日から平成28年9月28日まで

無償貸付理由：市道として利用されている教育センター敷地の一部を、引き続き無償で貸し付けるものである。

議案第16号 財産を無償で譲渡すること（林道田河内蒲生1号線）について（森林・林業総室）

相手方：岩美町
譲渡財産：普通財産

名称	所在地	種類	数量
林道田河内蒲生1号線	岩美郡岩美町大字田河内字家ノ上112番2ほか8筆	土地	662.00㎡

無償譲渡理由：工事完了後は市町村へ引き渡すことを前提に実施している県営林道事業について、林道田河内蒲生1号線の完成区間を、無償で譲渡するものである。

議案第17号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（財源確保推進課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金953,256円を和解の相手方に支払う。

概要：
・県が平成22年11月22日付けで和解の相手方に売却した県有地について、売却の際は都市計画法上の「都市計画区域外」と提示していたが、売却後、「都市計画区域」の市街化調整区域であることが発覚し、当該地への住宅建築が不可能となった。
・当該法律上の制限の存在は隠れた瑕疵に当たり、和解の相手方と締結した公有財産売買契約に定める瑕疵担保免責条項は消費者契約法の規定に基づき排除されることから、県が責任を負うべきものであり、当該土地売買に伴い和解の相手方が負担した費用を県が負担しようとするものである。

議案第18号 損害賠償の額の決定について（経営支援課）

損害賠償の相手方：甲 鳥取市 企業（融資機関）

乙 鳥取市 企業（融資機関）

丙 米子市 企業（融資機関）

損害賠償の要旨：県は、損害賠償金22,182円を甲に、5,735円を乙に、23,078円を丙にそれぞれ支払う。

概要：県が甲、乙及び丙と締結した農業近代化資金等の利子補給契約の履行に当たり、県が約定の支払期限内に支払を完了せず、支払期限経過後に支払を完了したことにより生じた損害について、当該利子補給契約書の規定に基づき遅延損害金を支払うものである。

議案第19号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（道路企画課）

和解の相手方：若桜町 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金10,000円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

概要：
・平成23年2月1日、八頭総合事務所の職員が、公務のため一般県道才代船岡線を大型特殊自動車（除雪車）で除雪作業中、県道との高低差により県道より低い位置にある軌道が死角となり、誤って除雪した雪が軌道敷に覆い被さり、列車が一時運行できなくなった。
・このことにより、和解の相手方に生じた損害について、列車が一時運行できなくなったことに伴う代替輸送に要した経費を支払うことで和解しようとするものである。

議案第20号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（企業局経営企画課）

和解の相手方：米子市 企業（協同組合）

和解の要旨：県は、損害賠償金 2,877,459 円を和解の相手方に支払う。

概要：・みなと温泉館の下水道料金について、業務仕様書に基づき浴槽清掃による湯水を毎日下水道に排水しながら、週1回分の料金しか支払っていなかったため、多額の支払不足が生じていることが平成22年10月に判明し、平成17年度から平成22年度まで指定管理者として運營業務を行っていた和解の相手方は、境港市から過去5年間の不足料金額の一部について、追加納付を請求されている。

- ・県が、指定管理者を公募した際の下水道料金の算定方法や清掃回数の増加について説明が不十分であったことがこの支払不足の発生の一因となっていることから、和解の相手方が境港市に支払う下水道料金の追加納付額のうち、当該説明不足により生じたと認められる額を損害賠償金として県が支払うことで和解しようとするものである。

議案第21号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（病院局総務課）

和解の相手方：兵庫県美方郡香美町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 3,500,000 円を和解の相手方に支払う。

医療過誤の概要：平成6年3月24日、鳥取県立中央病院所属の医師が和解の相手方に対し腰椎椎間板ヘルニア治療のための手術を行った際に体内にガーゼを遺残していたものであり、和解の相手方が他病院において平成22年7月29日に手術を受けた際に、この遺残ガーゼが発見され摘出されたものである。

報 告 事 項

報告第 1号 平成22年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について (財政課)

件 数 6件 繰越額 848,014千円

報告第 2号 平成22年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

件 数 181件 繰越額 28,207,295千円

報告第 3号 平成22年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について (財政課)

件 数 10件 繰越額 36,564千円

報告第 4号 平成22年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

件 数 1件 繰越額 78,453千円

報告第 5号 平成22年度鳥取県県営林事業特別会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

件 数 3件 繰越額 5,740千円

報告第 6号 平成22年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書について (財政課)

件 数 1件 繰越額 43,562千円

報告第 7号 平成22年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について (財政課)

件 数 1件 繰越額 70,236千円

報告第 8号 平成22年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について (財政課)

件 数 1件 繰越額 294,813千円

報告第 9号 平成22年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書について (財政課)

件 数 2件 繰越額 1,439,846千円

報告第10号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成23年5月13日専決) (福祉保健課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金78,719円（県過失2割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成22年7月28日、東部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点に直進して進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年5月13日専決）（福祉保健課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 80,299 円（県過失 5 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 22 年 11 月 2 日、東部総合事務所の職員が、公務のため駐車場内通路において小型貨物自動車を切り返すため左後退した際、駐車区域から右折前進してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(3) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解の申立てについて（平成23年5月13日専決）

（住宅政策課）

和解の相手方：県営住宅の入居者 1 名

和解の要旨：

- ・ 県は、和解の相手方に対してなした県営住宅に係る賃貸借契約解除の意思表示を撤回し、和解の相手方が当該賃貸借契約に基づく賃借権を有することを確認する。
- ・ 県は、和解の相手方に対してなした駐車場使用許可取消しの意思表示を撤回し、和解の相手方が当該駐車場使用許可に基づく賃借権を有することを確認する。
- ・ 県及び和解の相手方は、和解の相手方が平成 23 年 3 月分までの未払家賃 555,000 円及び未払駐車場使用料 40,000 円を県に支払済みであることを確認する。
- ・ その他、今後の家賃及び駐車場使用料未納時の取り扱い、損害賠償金の支払に係る取り扱い等について取り決める。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年5月13日専決）（住宅政策課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 187,269 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 1 月 1 日から同月 4 日までの間（事故発生の始期は不明）、県営住宅日ノ出町団地の屋根から落下した雪が、当該県営住宅駐車場内に駐車してあった和解の相手方所有の軽乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成23年5月13日専決）（県土総務課）

和解の相手方：大阪府岸和田市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 67,410 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 3 月 9 日、東部総合事務所の職員が、公務のため駐車場に軽乗用自動車を駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の普通乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。